

八千代市教育委員会会議録
令和5年度第2回臨時会

1 日 時 令和6年3月15日(金)
開 会 午前10時
閉 会 午前10時22分

2 場 所 教育委員会庁舎大会議室

3 出 席 者

教 育 長	小 林 伸 夫
委 員	石 井 伸 一
委 員	川 嶋 一 永
委 員	左 海 尚 子
委 員	三 橋 洋 子

(説明員)

教 育 次 長	設 楽 憲 一
(学 校 担 当)	
教 育 総 務 課 長	原 武 司
学 務 課 長	兒 玉 健 司
学 務 課 主 幹	高 岡 洋 介
指 導 課 長	高 原 敬 介

(書記)

教 育 総 務 課 副 主 幹	足 谷 素 子
教 育 総 務 課 主 査 補	成 家 直 仁

4 開 会

○**小林教育長** ただいまから、臨時教育委員会を開会いたします。八千代市教育委員会会議規則第20条の2の規定により、議事の進行を行う委員の指名を行います。教育長において、川嶋委員を指名いたします。川嶋委員、よろしく願いいたします。

5 会議録署名人の指定

○**川嶋委員** それでは、会議録署名人の指定を行います。小林教育長のほかに、石井委員にお願いしたいと思います。

○**石井委員** はい。

6 議 事

○**川嶋委員** これより議事に入ります。

議案第1号八千代市いじめ防止基本方針の改定について、を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

○**指導課長** 資料の1ページを御覧ください。

議案第1号八千代市いじめ防止基本方針の改定について。

八千代市いじめ防止基本方針を次のように改定する。令和6年3月15日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

改定理由について御説明いたします。

八千代市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、八千代市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成27年6月に策定されました。また、国のいじめの防止等のための基本的な方針の改定、千葉県いじめ防止基本方針の改定を受け、新規追加項目等を市基本方針に反映させる一部改定を、平成30年3月に行ったところです。

その後、文部科学省による生徒指導提要の改定、文部科学省からの「いじめ重大事態に関する国への報告について」及び「いじめ問題への的確な対応に向けた警察等との連携等の徹底について」等のいじめ問題に関する通知等を受け、八千代市の令和5年度現在のいじめ防止等に対する対応等の実態を反映する形で、市基本方針の記載内容を整理いたしました。

市の学校教育の重点目標である「ESD（持続可能な開発のための教育）」

の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりによる、いじめの未然防止に努めてまいります。

○川嶋委員 議案第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。

○石井委員 他市の基本方針と比べて、八千代市の方針の特色は何かあるか教えてください。

○指導課長 八千代市では、「E S D（持続可能な開発のための教育）の推進」を目指す中で、「誰一人取り残さない」という考えの下、全ての児童生徒等が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが大切と考え、未然防止の重要性について特に記載しております。

また、いじめの発生が学校の中だけで起こるものではないことから、保護者や地域の皆様方の役割について、一つの項目として独立させております。

○三橋委員 質問ではありませんが、人権擁護委員としまして、各小学校・中学校に「S O S ミニレター」というものを配っています。これについては、先生方の実践を補うものとしてお考えいただき、誰にも言えなくて一人で悩んでいる子どもがいないように、私どもが支えていきたいと思っております。手紙をいただいた場合は、私たち人権擁護委員が丁寧に返事を書いてお渡ししています。今後とも、小中学校の先生方に周知していただき、ご活用いただければありがたいと思っております。

○指導課長 S O S レターに関しましては、各学校に配布して活用いただいているところです。それに併せまして、県のほうからも出ておりますが、S O S の出し方教育というものの話がありまして、八千代市教育委員会としても学校に周知を進めているところがございますので、それと併せて、S O S レターも周知をしっかりとしていきたいと思っております。

○三橋委員 いじめ防止基本方針には「児童等」と書いていますが、「児童生徒」という言葉にはならないのでしょうか。

○指導課長 私たち教育委員会としては児童生徒になりますので、児童等と児童生徒という呼び方については確認させていただきます。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第1号八千代市いじめ防止基本方針の改定について、これを承認することに御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第2号審査請求については、「訴訟、審査請求その他の争訟に関する事項」に該当し、議案第3号県費負担教職員の任免に関する内申については、「任免に関する事項」に該当するものとして、それぞれ非公開とすることに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

出席者全員の議決により、議案第2号及び議案第3号の審議を、非公開といたします。それでは、これより、非公開の議事となります。

(以下は当初非公開。4月17日定例会で公開を議決)

○川嶋委員 議案第2号審査請求について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○教育総務課長 資料の2ページを御覧ください。

議案第2号審査請求について。

〇〇〇〇氏より提出された審査請求について、下記のと通りの裁決とすることを御承認願いたい。令和6年3月15日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

本案は、公文書不開示決定に対する審査請求について、これを却下とする裁決をするものでございます。

資料の3ページ以降、裁決書(案)を御覧ください。本件審査請求の事案の概要を御説明いたします。

令和5年12月7日に、審査請求人より、「八千代市立中学校各校の令和3年度および4年度の船橋地区中学校進学指導連絡協議会に納付した会費額がわかる決算資料および明細資料」を開示するよう、八千代市の情報公開条例に基づく公文書開示請求が教育委員会に対してなされました。

これに対しまして、教育委員会では、開示請求に係る資料は作成及び取得をしておらず、また、保有していないことを理由として、不開示とすることを12月21日付けで審査請求人に通知いたしました。

ぞして、この不開示決定を不服として、12月23日、審査請求人から不開示決定の取消しを求める審査請求がなされたものでございます。

審査請求人の主張としましては、開示請求に係る資料は教職員が職務上作成し

又は取得した文書であると考えられること、教育委員会で保有していなくても学校で保有しているものであれば開示請求の対象であることから、不開示決定は違法であるとのことをございました。

その後、令和6年1月22日、教育委員会は、この不開示決定を取り消すとともに、開示請求のあった出納簿等を全部開示する等の再決定を行いまして、審査請求人にその旨通知いたしました。

以上に基づきまして検討を行いましたところ、本件審査請求は、提起された時点では適法になされたものでありますが、その後教育委員会において、審査請求の対象となった不開示決定が取り消され不存在となったことで、審査請求人の不服申立ての利益を充たさなくなり、審査請求が不適法の状態となりましたことから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、本件審査請求を却下するとの裁決とするものでございます。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。

○左海委員 なぜ不開示を開示にしたのか教えてください。

○指導課長 当初は、教育委員会が保持しているものという解釈をされました。教育委員会では持っておりませんでしたので不開示としましたが、その後確認をさせていただいたところ、各中学校が保有しているものも教育委員会の中であるという解釈をされましたので、そういう意味で捉えるのであれば対応できることの確認ができましたので、開示としました。

○川嶋委員 他に質問ございませんか。

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第2号審査請求について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 次に、議案第3号県費負担教職員の任免に関する内申について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○学務課長 議案書7ページを御覧ください。

議案第3号県費負担教職員の任免に関する内申について。

県費負担教職員の任免を下記のとおり千葉県教育委員会に内申することについて、御承認願いたい。令和6年3月15日提出、八千代市教育委員会、教育長、小林伸夫。

提案理由及び補足説明をさせていただきます。お手元に配付いたしました、様式1-1 令和5年度八千代市小中義務教育学校管理職一覧を御覧ください。

令和6年3月31日付け、市内公立学校において、定年前に校長職の役職定年をもって退職する者は、小学校7番、勝田台小学校長、木梨朋幸、10番、大和田南小学校長、田中佳子の2名です。

また、同日付けで校長を役職定年となる者は、小学校9番、西高津小学校長、須藤隆之、12番、南高津小学校長、土屋雅子、16番、新木戸小学校長、長島秀一、17番、萱田小学校長、高木雅晴の4名です。

また、同日付けで再任用の校長を退職する者は、義務教育学校1番、阿蘇米本学園校長、嶺岸秀一の1名です。

次に、同日付けで教頭を役職定年となる者は、小学校1番、大和田小学校教頭、内野武弘、6番、八千代台西小学校教頭、長坂克夫の2名です。

続きまして、様式1-2 令和6年度八千代市小中学義務教育学校管理職一覧を御覧ください。はじめに校長の配置について御説明いたします。

令和6年度、新任校長として6名が昇任いたします。小学校2番、睦小学校長、掛川良治は、市内小学校教頭からの昇任です。7番、勝田台小学校長、山本将秀は、千葉県教育委員会からの昇任です。9番、西高津小学校長、宗像桂子は、千葉県教育委員会からの昇任です。10番、大和田南小学校長、茂呂崇は、市内義務教育学校副校長からの昇任です。12番、南高津小学校長、杉崎有衣は、千葉県教育委員会からの昇任です。中学校8番、東高津中学校長、宮崎幸子は、八千代市教育委員会からの昇任です。

校長の採用は1名です。中学校5番、高津中学校長、設楽憲一は、八千代市立大和田中学校で校長を経験し、八千代市教育委員会から校長の再登用です。

校長の配置換えは2名です。小学校17番、萱田小学校長、村上恒和は、睦小学校長から、義務教育学校1番、阿蘇米本学園校長、田中しをりは、東高津中学校長から、それぞれ異動となります。

校長の特例任用は1名です。小学校16番、新木戸小学校長、長島秀一は、八千代市立新木戸小学校で役職定年となりますが、新たに同校の校長として特例任用となるものです。

続いて同ページ右側、副校長、教頭の欄を御覧ください。

令和6年度は、新任副校長が1名、新任教頭は9名、昇任いたします。

始めに、市内小中義務教育学校教諭からの昇任です。小学校4番、八千代台小学校教頭、芝原嗣人、6番、八千代台西小学校教頭、目黒大樹、14番、大和田西小学校教頭、吉田恭一、15番、村上北小学校教頭、永山衣里、中学校2番、睦中学校教頭、齋藤芳雄の5名です。

次に、八千代市教育委員会からの昇任です。小学校19番、みどりが丘小学校教頭、渡邊和紀、中学校5番、高津中学校教頭、久保隆秀、義務教育学校1番、阿蘇米本学園副校長、大友奈緒の3名です。

そして、千葉県教育委員会からの昇任、中学校4番、大和田中学校教頭竹政崇典、義務教育学校1番、阿蘇米本学園教頭、川尻修平の2名です。

最後に、副校長、教頭の配置換えは8名です。

小学校1番、大和田小学校教頭、奈良敬信は、大和田西小学校から、3番村上小学校教頭、阿部勝人は、みどりが丘小学校から、5番、八千代台東小学校教頭、大槻朋広は、八千代台小学校から、8番、勝田台南小学校教頭、遠藤香織は、村上北小学校から、10番、大和田南小学校教頭、押元常德は、村上小学校から、13番、村上東小学校教頭、北林真理は松戸市立高木第二小学校から、中学校1番、八千代中学校教頭、鏈水竜太は、高津中学校から10番、萱田中学校教頭、小林美帆は、八千代中学校からそれぞれ異動となります。

説明は以上です。

○川嶋委員 議案第3号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第3号県費負担教職員の任免に関する内申について、これを承認することに、御異議ございませんか。

御異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。

○川嶋委員 本日の議事は終了いたしました。

8 閉 会

○小林教育長 以上で、臨時教育委員会を閉会いたします。